平成２４年（フ）第９１９６号
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町513―10
破産者　柴崎　正美
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２００号
東京都台東区日本堤１丁目18―７―205
破産者　小林　榮三
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２４５号
東京都足立区花畑３丁目４番20号
破産者　有限会社高栄
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２６８号
千葉県千葉市花見川区宇那谷町1504―５、商業登記簿上の本店所在地千葉県千葉市花見川区幕張本郷３丁目16番７号
破産者　有限会社長生運輸
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２８３号
東京都調布市小島町３丁目70番地１　グランドール調布２階
破産者　有限会社鮨處久
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２８４号
東京都狛江市和泉本町４丁目１―13―205
破産者　下寺　　久
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２８７号
東京都練馬区光が丘２丁目８番２―808号
破産者　有限会社吉直工務店
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２８８号
東京都練馬区光が丘２丁目８―２―808
破産者　吉直　豊和
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２９０号
東京都港区六本木２―２―２イトーピア六本木
破産者　有限会社エイムゼット
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２９１号
神奈川県横浜市緑区台村町422―６
破産者　齋藤　　裕
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２９５号
神奈川県綾瀬市蓼川１丁目16番57号
破産者　株式会社レックーザ
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３０５号
東京都豊島区池袋３丁目63―２
破産者　酒井　相一
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３１０号
東京都品川区西五反田１丁目11番１号
破産者　株式会社ビジネストレーニング
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３５０号
東京都台東区浅草２丁目５番12号第三夏野ビル301
破産者　有限会社ＳｕｍｍｅｒＦｉｅｌｄ
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３６１号
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷４丁目12番地15
破産者　有限会社下澤鉄筋工業
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３６２号
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷４丁目12―15―401
破産者　下澤　泉一
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３６３号
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷４丁目12―15―401
破産者　下澤　蓉子
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３７１号
東京都渋谷区桜丘町15番14号
破産者　株式会社Ｈ＆Ｂ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４４７号
東京都葛飾区青戸７丁目18―13
破産者　小倉　直志
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４５５号
東京都北区浮間４丁目13―７―305
破産者　片倉　秀夫
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８８１号
神奈川県横浜市港北区新吉田東７丁目14―17―202
破産者　白石　　誠
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８８４号
東京都日野市旭が丘２丁目20―７―201
破産者　中島　美鈴（旧姓松原）
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部